

議案第 27 号

墨田区介護保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 24 年 2 月 15 日

提出者 墨田区長 山 崎 昇

墨田区介護保険条例の一部を改正する条例

墨田区介護保険条例（平成 12 年墨田区条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「125 人」を「145 人」に改める。

第 10 条各号列記以外の部分中「平成 21 年度から平成 23 年度まで」を「平成 24 年度から平成 26 年度まで」に改め、同条第 1 号及び第 2 号中「2 万 4,312 円」を「3 万 2,850 円」に改め、同条第 3 号中「3 万 6,468 円」を「4 万 9,275 円」に改め、同条第 4 号中「4 万 8,624 円」を「6 万 5,700 円」に改め、同条第 5 号中「5 万 3,486 円」を「7 万 3,912 円」に改め、同号イ中「又は第 10 号イ」を「、第 10 号イ又は第 11 号イ」に改め、同条第 6 号中「6 万 780 円」を「8 万 2,125 円」に改め、同号ア中「200 万円」を「190 万円」に改め、同号イ中「又は第 10 号イ」を「、第 10 号イ又は第 11 号イ」に改め、同条第 11 号中「9 万 2,385 円」を「18 万 3,960 円」に改め、同号を同条第 12 号とし、同条第 10 号中「8 万 7,523 円」を「16 万 7,535 円」に改め、同号を同条第 11 号とし、同条第 9 号中「8 万 2,660 円」を「15 万 1,110 円」に改め、同号を同条第 10 号とし、同条第 8 号中「7 万 7,798 円」を「12 万 1,545 円」に改め、同号イ中「第 10 号イ」を「第 11 号イ」に改め、同号を同条第 9 号とし、同条第 7 号中「7 万 2,936 円」を「10 万 8,405 円」に改め、同号イ中「第 9 号イ又は第 10 号イ」を「第 10 号イ又は第 11 号イ」に改め、同号を同条第 8 号とし、同条第 6 号の次に次の 1 号を加える。

次のいずれかに該当する者 9 万 8,550 円

ア 合計所得金額が250万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ、第10号イ又は第11号イに該当する者を除く。）

第14条第3項中「又は第10号イ」を「、第10号イ又は第11号イ」に、「第10号まで」を「第11号まで」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 平成23年度までの保険料率については、なお従前の例による。

（平成24年度から平成26年度までにおける保険料率の特例）

3 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）附則第14条第1項及び第2項（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。次項において同じ。）並びに第15条第1項及び第2項（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する第1号被保険者の平成24年度から平成26年度までの保険料率は、この条例による改正後の墨田区介護保険条例（以下「新条例」という。）第10条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

令附則第14条第1項又は第2項に規定する者 4万1,062円

令附則第15条第1項又は第2項に規定する者 5万7,487円

4 平成24年度から平成26年度までにおける保険料率は、新条例第10条及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

新条例第10条第1号に掲げる者 3万2,400円

新条例第10条第2号に掲げる者 3万2,400円

新条例第10条第3号に掲げる者	4万8,600円
新条例第10条第4号に掲げる者	6万4,800円
新条例第10条第5号に掲げる者	7万2,900円
新条例第10条第6号に掲げる者	8万1,000円
新条例第10条第7号に掲げる者	9万7,200円
新条例第10条第8号に掲げる者	10万6,920円
新条例第10条第9号に掲げる者	11万9,880円
新条例第10条第10号に掲げる者	14万9,040円
新条例第10条第11号に掲げる者	16万5,240円
新条例第10条第12号に掲げる者	18万1,440円
令附則第14条第1項又は第2項に規定する者	4万500円
令附則第15条第1項又は第2項に規定する者	5万6,700円

(賦課期日後に令附則第14条第2項又は第15条第2項に該当するに至った第1号被保険者の取扱い)

- 5 保険料の賦課期日(介護保険法(平成9年法律第123号)第130条に規定する保険料の賦課期日をいう。)後に令附則第14条第2項(同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)又は第15条第2項(同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令附則第14条第2項又は第15条第2項に規定する者として月割りにより算定した保険料の額との合算額とする。
- 6 前項の規定により算定された当該年度における保険料の額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(提案理由)

第1号被保険者に係る平成24年度から平成26年度までの保険料率を定めるとともに、保険料の上昇を抑制するため、保険料率を軽減する特例措置を講ずるほか、墨

田区介護保険認定審査会の定員を増員する必要がある。